

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人国立がん研究センター)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	15	27	△12	△ 44.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	15	27	△12	△ 44.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	200	207	△7	△ 3.2
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	200	207	△7	△ 3.2

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		15	27	△12
(内訳)	建物整備	15	24	△9
	医療機械整備	—	3	△3

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		15	27	△12
(財源)	財政投融资	15	27	△12
	財政融資	15	27	△12
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	—	—
	一般会計交付金	71	65	6
	借入金等償還	△22	△22	△0
	その他	△49	△42	△6

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人国立がん研究センター)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

国立がん研究センターは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

これらの目的を適切に実施するため、老朽化した施設・設備の整備等に財政投融資を活用するものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

該当なし

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進の寄与という国立がん研究センターの目的を果たすためには、老朽建物整備等を速やかに行い、環境改善を図ることが必要不可欠であるが、これらの整備については、整備内容の精査を行い、必要な金額を要求している。

また、医業収入の確保を図るとともに契約手続きの見直しによる経費削減の取組み等も踏まえて財政投融資の要求を行っている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度における国立がん研究センターの財政投融資は54億円（＝財政融資資金）を予定していたが、運用残は3.6億円となっている。令和3年度要求についても個々の整備内容を精査し、必要最低限のものに絞っており、要求額の規模は適切なものとなっている。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	29年度	30年度	元年度
運用残額	1.9億円	3.6億円	－億円
運用残率	6.9%	6.7%	0.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人国立がん研究センター)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

当センターは、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の提供を行っており、それらの実現のために老朽化した施設、医療機器の更新を図るものである。

【参考1】「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

(略) 全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、治療法のない患者に新たな個別化医療を提供するべく、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進める。

【参考2】「未来投資戦略2018」

第2 具体的施策

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 先進的医薬品・医療機器等の創出、ヘルスケア産業の構造転換

②AI等の技術活用

がん・難病分野のゲノム医療を推進する。がんについては、ゲノム情報等を集約し質の高いゲノム医療の提供体制を全国的に構築するとともに、創薬等の革新的治療法や診断技術の開発を行う。 (略)

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：国立研究開発法人国立がん研究センター）

1. 政策的必要性

国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。国立研究開発法人国立がん研究センターの施設整備においては、最先端の高額医療機器や設備の建築といった多額の資金調達を必要としており、財政融資資金が必要である。

2. 民業補完性

国立研究開発法人国立がん研究センターは、我が国における死亡数、患者数など国民の健康に重大な影響があり、国の医療政策としてその征圧が国家的な課題であるがん、その他の悪性新生物に関する全国の中核的機関である。

採算が期待できない高度先駆的医療の実施、新たな診断・治療法の開発研究、専門医療従事者の研修及び情報発信を一体的に行っており、その果たすべき役割は増大している。

3. 有効性

医療の高度化等に適応した国立研究開発法人国立がん研究センターの整備を実施することにより、高度先駆的医療、調査研究、専門技術者の研修、情報発信を一体的に機能させ、国民に対して、より良質の医療を適切に提供することができる。

4. その他

財政融資資金の償還財源は診療収入としているところであり、収入確保・支出縮減方策を実施し、大幅に経営が改善していることから、償還確実性については問題ない。

元年度決算に対する評価

(機関名：国立研究開発法人国立がん研究センター)

1. 決算についての総合的な評価

令和元年度においては、患者数及び診療点数の増により医業収益が大幅に増加した。一方で研究費等の外部資金の獲得減により研究収益が減少した。引き続き、中央病院・東病院を中心に経営改善に努力した結果、経常利益6.4億円、総利益0.5億円の黒字決算となった。

令和元年度の経常収支率は100.8%であり、総収支率は100.1%であった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 1,555億円 (昨年1,474億円)
退職給付引当金見返の増
- 負債 601億円 (昨年510億円)
退職給付引当金の増
- 資本 955億円 (昨年964億円)
その他行政コストの減

(2) 費用・収益の状況

- 費用793億円 (昨年735億円)
材料費、給与費の増
- 収益800億円 (昨年760億円)
医業収益の増